

地域住宅計画(確定版)

かしわしちいき
柏市地域(三期)

かしわし
柏市

令和3年4月

地域住宅計画

計画の名称	柏市地域（三期）		
都道府県名	千葉県	作成主体名	柏市
計画期間	平成 28 年度	～	32 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

柏市は千葉県北西部に位置し、東京都心から30km圏内に含まれ、人口約41万人、市域面積115km²で概ね平坦な台地上に市街地、里山などが形成されている。

本地域は鉄道や専用道路等の交通網が発達し、首都圏への通勤・通学の利便性も高いことから昭和30年代から50年代にかけて住宅都市整備公団（現都市再生機構）による大型住宅団地の建設、民間企業による大規模宅地開発等が行われ、人口が大幅に増加した。

平成25年住宅・土地統計調査によると、持家約10万6千世帯、公営借家・公団公社約4千6百世帯、民営借家約4万7百世帯、給与住宅約5千世帯となっており、持家の増加が続いている。

本市の市営住宅の管理戸数は833戸で、公営住宅は713戸、改良住宅は96戸、市単独住宅は24戸である。

本市では、公営住宅ストック総合活用計画を平成16年3月に策定し、「高齢者・障害者等も安心して生活できる市営住宅」を基本理念に、既存住宅の居住性の向上と良質なストックとしての活用を掲げている。また、平成22年3月には、「長寿命化による更新コストの削減と平準化」を目的とした公営住宅等長寿命化計画を策定した。なお、改良住宅についても同様の基本理念の下に活用を図っていくこととしている。

2. 課題

本市の財政事情から新たな市営住宅の供給は困難であることから、既存ストックの有効活用を図る必要があり、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る修繕を実施する必要がある。

昭和40年代から50年代に建築された市営住宅が多く、老朽化が進んでいるため、設備等を含めた既存住宅（市営住宅）の長寿命化に資する改善整備が求められている。

今後、少子高齢化が見込まれるため、住宅確保要配慮者に対する住宅相談や都市再生機構、民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、真に住宅に困窮する者が入居しやすい環境を整備する必要がある。

3. 計画の目標

- 1 高齢者や障害者が安心して住まえる市営住宅とする。
- 2 既存市営住宅の有効活用を図る。
- 3 周辺地域への景観配慮や生活環境の向上を進める。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
既存市営住宅の長寿命化型改善(外壁等改修)	%	市営住宅における外壁等改修工事の実施棟数の割合	0%	27	100%	32
既存市営住宅の長寿命化型改善(屋上等防水)	%	市営住宅における屋上等防水工事の実施棟数の割合	0%	27	100%	32
既存市営住宅の長寿命化型改善(設備等)	%	市営住宅における設備等工事の実施棟数の割合	0%	27	100%	32

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- 長寿命化計画に基づき公営住宅ストック総合改善事業・改良住宅ストック総合改善事業を実施する。
- 老朽化した給排水管及びガス管の耐久性向上を図る。

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等ストック総合改善事業(根戸団地、高田団地他5団地、防水・外壁等改修)	長寿命化型	柏市	7団地21棟	629.547
公営住宅等ストック総合改善事業(根戸団地、高田団地、給水設備・ガス管等改修)	長寿命化型	柏市	2団地7棟	55.544
改良住宅ストック総合改善事業(高野台改良住宅団地、防水・外壁等改修)	長寿命化型	柏市	2棟	69.533
合計				754.624

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				0.000

(参考)関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。